

議案第115号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年6月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、唐人町二丁目地区地区計画の区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物の用途等に関する事項について新たに条例による制限として定める必要があるによる。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 天神二丁目第2地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

唐人町二丁目地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画唐人町二丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2 天神二丁目第2地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

唐人町二丁目地区地区整備計画区域	法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げる建築物						
------------------	--------------------------	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの（政令第2条第1項第2号ただし書に定める国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物で高さが3メートル以下のもの又は休憩所、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物若しくは建築物の部分で公益上必要なものに係るものを除く。）	(1) 市道唐人町草ヶ江線（都市計画の計画図において3メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	3	広場、歩行者用通路及び緑道の区域内の部分（休憩所、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分で、公益上必要であり、かつ、広場、歩行者用通路又は緑道の利用上支障がないものに係る部分を除く。）	建築物の各部分の高さは、市道唐人町1229号線及び隣地（都市計画の計画図において10メートル又は20メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に限る。）との敷地境界線（市道唐人町1229号線に接する部分は、当該道の中心線から当該道の反対側への水平距離が当該道の幅員の2分の1の線を敷地境界線とみなす。）からの水平距離が10メートル以上30メートル以下の場合にあっては、当該距離から10メートルを減じたものに1.25を乗じて得たものに20メートルを加えたもの以下とする。
	(2) 市道唐人町1229号線及び隣地（都市計画の計画図において10メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線（市道唐人町1229号線に接する部分は、当該道の中心線から当該道の反対側への水平距離が当該道の幅員の2分の1の線を敷地境界線とみなす。）	10		
	(3) 隣地（都市計画の計画図において20メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	20		